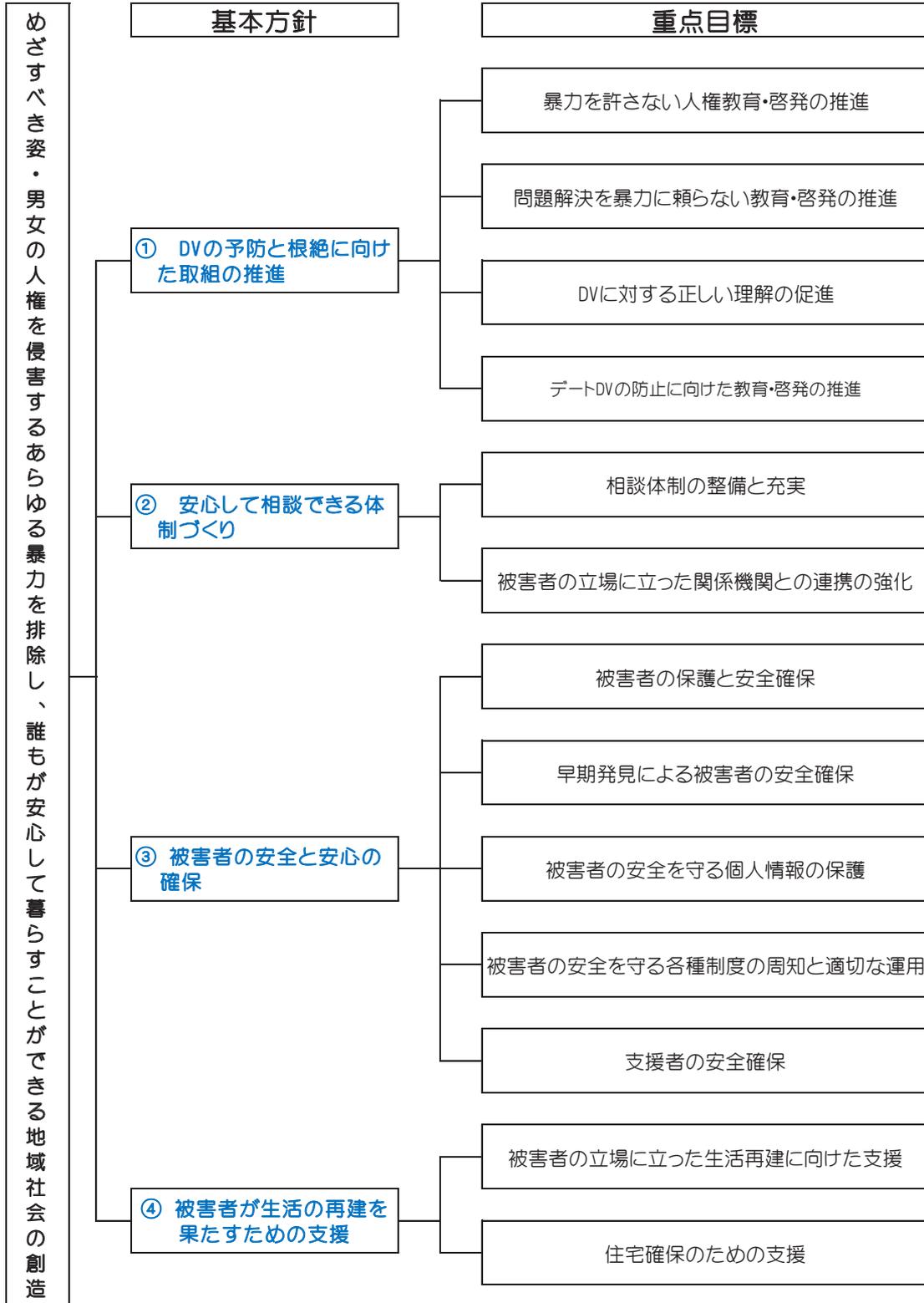


## 第3章 計画の内容

### 1 計画の体系



## 2 計画の具体的な取組

### 基本方針

#### ① DVの予防と根絶に向けた取組の推進

DVは重大な人権侵害であることから、市民に向けた啓発活動を行うことによって、意識啓発を図っていきます。DV防止のためには、男女の人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

DVに対する正しい理解の普及と、DV根絶に向けた意識を醸成するため、パープルリボンキャンペーン等を活用した広報活動を実施します。また、若年層に対して、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）防止に向けて、個人の尊厳を傷つける暴力は決して許さないという意識づけのために、対等な人間関係を築くための学習の機会を提供します。

DVは男女共同参画の実現の妨げとなっていることから、男女の人権尊重の啓発を図ります。

#### 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	教育の場において、男女の人権の尊重に基づく人権教育の推進	学校・幼稚園・保育園等の教育の場において、男女の人権の尊重に基づく人権教育を推進するために、教育関係者に向けた広報・啓発に努めます。	学校教育課 市民生活課 福祉事務所
2	家庭における人権教育の推進	家庭において、男女の人権の尊重に基づいた人権教育を促進するため、家庭教育学級等を通して広報・啓発に努めます。	社会教育課 福祉事務所
3	地域における人権教育の推進	地域において、男女の人権の尊重に基づいた地域生活を促進するため、自治会や地域活動団体等と連携して広報・啓発に努めます。	地域支援課 福祉事務所
4	職場における人権教育の推進	職場において、男女の人権の尊重に基づいた職場環境を整備するため、関係機関等と連携して広報・啓発に努めます。	経済観光課 福祉事務所
5	あらゆる機会をとらえた広報・啓発の推進	市広報誌を活用した広報に取り組むと共に、市民が集まるイベント等でリーフレットを配布するなど、あらゆる機会をとらえて広報・啓発に努めます。	福祉事務所

問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	被害者にも加害者にもならないために、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を関係機関と連携して進めます。	学校教育課 福祉事務所
2	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報啓発の推進	社会のあらゆる場において、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない、コミュニケーションが行われるよう市広報誌等を活用して広報・啓発に努めます。	福祉事務所
3	加害予防の観点からの広報啓発のあり方を検討	被害者支援の視点に立って、加害予防のためにはどのような広報啓発が必要か検討します。	福祉事務所

DVIに対する正しい理解の促進

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	被害者がDVについて、知識や気づきを得るための啓発や情報提供	DVを受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、DVIについて正しい情報を提供するため、被害者にとって身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カードを配置します。	福祉事務所
2	地域における学習機会の提供	地域の集まり等において、DVIに対する正しい理解を広めるために、市民に身近な講座等での啓発活動に努めます。	福祉事務所 地域支援課
3	民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進	DV被害者から相談される機会のある相談員等に、DVに対する正しい理解を深めるために研修会を実施します。	福祉事務所
4	講演会や研修会等の開催による啓発	DVIに対する正しい理解を推進するために、市民や市民団体等を対象に研修会等を開催します。	福祉事務所
5	鹿児島県が主催する講演会等の情報提供	DVIに対する正しい理解を推進するために県が主催する講演会等の情報を提供します。	福祉事務所

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
6	被害者支援の相談員を対象とした研修会の開催	DVに対する正しい理解を推進するために、相談員を対象とした研修会等を開催します。	福祉事務所
7	個人情報扱う各種機関におけるDVに関する正しい理解の促進	被害者の個人情報の保護を徹底するために個人情報扱う各機関に、DVについて、正しい理解を深める研修を実施します。	福祉事務所
8	「女性に対する暴力をなくす運動」の周知	DVに対する正しい理解を推進するために、市広報誌を活用して「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を行います。 また、パープルリボンキャンペーンを活用して周知活動を行います。	福祉事務所
9	「人権週間」の周知	市広報誌を活用して「人権週間」を周知します。	社会教育課 福祉事務所

#### デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	デートDVの防止に関する教育・啓発の推進	デートDVを防止するため、個人の尊厳を傷つける暴力は決して許さないという意識を持たせ、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築く学習の機会を提供します。	福祉事務所
2	対等な人間関係を築くための学習機会の提供	暴力に対して「NO」と言える対等な人間関係を築くことができるよう学習機会を提供します。	福祉事務所
3	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという教育の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持つための教育を関係機関と連携して進めます。	福祉事務所
4	関係機関の職員を対象とした研修会の実施	学校や病院などデートDVの被害者を発見しやすい立場にいる関係者が、早期発見や適切なケアにあたるよう研修会を実施します。	学校教育課 福祉事務所
5	被害者に対する適切なケア	学校や病院などデートDVの被害者を発見しやすい立場にいる関係者が、被害者の早期発見や被害者に対し、適切なケアができるよう情報提供します。	福祉事務所

## 基本方針

## ② 安心して相談できる体制づくり

相談機関等における適切な相談対応をするためには、DVに対する正しい理解と、DV被害者への深い理解を持つことが重要です。そのためには、専門的に対応技術を身につけた相談員の育成や、安心して相談ができる環境の整備を図ることが最も必要です。

## 相談体制の整備と充実

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	若年層に配慮した相談窓口整備	交際相手からの暴力防止のために、若年層が相談しやすい窓口の整備を検討します。	福祉事務所
2	安心して相談できる窓口の整備	プライバシーや被害者の気持ちに配慮した相談窓口を確立します。 また、相談に訪れたことがわからないよう被害者の希望を尊重し、相談場所を配慮します。	福祉事務所
3	外国人や障がいをもっている人への対応が可能な相談窓口の情報提供	外国人や障がいに応じて対応できる相談窓口を把握し、その機関に確実につなげます。	福祉事務所
4	身近なところで相談できる体制の整備	民生委員・児童委員や母子保健推進員と連携して、相談しやすい体制の整備に努めます。	健康保険課 福祉事務所
5	被害者への適切な相談窓口の情報提供	被害者の安全確保を優先に、被害者の立場にたった相談窓口の情報を提供します。	福祉事務所
6	市担当職員を対象とした研修会へ参加	被害者と接する機会のある市職員に対し、被害者に二次被害を与えないよう、適切な対応をとることができるよう研修会への参加を促します。	総務課 福祉事務所
7	支援機関関係者を対象とした研修会への参加	被害者と接する機会のある相談機関関係者に対し、被害者に二次被害を与えないよう、適切な対応をとることができるよう研修会等の情報を提供します。	福祉事務所

被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	支援機関及び団体等との連携強化	被害者の相談に適切に対応するため、関係機関や団体と連携を強化します。	福祉事務所
2	面前DVによる児童虐待に対応している関係機関との連携強化	面前DVによる被虐待児の保護を迅速に行うため、関係機関との連携を強化します。	福祉事務所
3	支援機関の休日及び時間外における連絡体制の整備、相談窓口の情報提供	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制の整備を進めます。	福祉事務所
4	個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。	福祉事務所
5	庁内連絡会議の機能の充実	関係課との会議を定期的開催し、情報の共有化を図ります。	福祉事務所
6	学校や幼稚園・保育園、児童クラブ等への就学・入所等の支援	加害者からの追跡があり、居住地に住民票を移動できない子どもが、居住地の学校や保育園等に入学や転校・入所できるよう支援します。	学校教育課 福祉事務所
7	健康診査や予防接種の弾力的運用	加害者からの追跡があり、居住地に住民票を移動できない子どもに、居住地で乳児健診や予防接種を実施します。	健康保険課 福祉事務所

## 基本方針

## ③ 被害者の安全と安心の確保

DV被害者は、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等を受けることによって心身に大きなダメージを受けます。被害者の安全確保のために、緊急時には一時保護等を実施し適切な支援策を講じることが求められます。

また、DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見されることが困難であることから、気づかないうちに被害が深刻化しやすいため、DV被害者を早期に発見し適切に支援することが必要です。

DV被害者支援において、被害者の安全確保だけではなく、被害者を支援する支援者の安全確保も重要です。被害者及び支援者の個人情報を守るために、個人情報を取り扱う支援機関や関係機関は研修会等を通して、個人情報の保護について学習していきます。

## 被害者の保護と安全確保

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	被害者の一時避難への支援	鹿児島県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）と連携し、被害者の安全をまず確保します。	福祉事務所
2	母子生活自立支援施設の利用	DV等により、母子を保護することが必要な場合には、母子生活支援施設を利用して母子を保護します。	福祉事務所
3	警察との連携・協力	被害者が住み慣れた地域で生活できるよう、被害者の安全確保のために警察と密に連携を図ります。	福祉事務所
4	身近な避難先の確保	被害者の安全確保のために、身近な避難先を確保できるよう努めます。	福祉事務所
5	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で生活できるよう、被害者の身近な地域において見守り支援の環境づくりを推進します。	福祉事務所
6	被害者の個人情報を共有する支援機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するために、情報を共有する会議や機関等で情報管理のルールを定め遵守します。	福祉事務所

早期発見による被害者の安全確保

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日頃から声掛けや地域活動への参加の促し等、孤立を防ぐための働きかけを行います。	福祉事務所
2	子どもの行動からの早期発見	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子どもや保護者の様子や会話からSOSを見逃さず、DVの早期発見に努めます。 DV及び児童虐待の両面から児童相談所等関係機関と連携し、被害者や子どもの支援に当たります。	学校教育課 福祉事務所
3	地域における子どもの見守り推進	子どもと関わる機会のある様々な立場の者が、傷ついている子どもを発見した場合、適切に対応できるよう児童虐待防止法に基づく通告制度の周知を図ります。	学校教育課 福祉事務所
4	民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は、活動の中で、DVを早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行います。	福祉事務所
5	配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通告制度について、法の規定とその趣旨等を様々な機会を通じて周知を図ります。	福祉事務所
6	地域や学校等と連携した防犯活動や地域安全活動の推進	自治会、PTA、学校、事業所と連携して、地域に密着した防犯活動に取り組みます。	学校教育課 市民生活課 地域支援課
7	育児・介護サービスの提供事業者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや介護サービスの提供事業者は、DVの早期発見者になる可能性があるため、適切な支援を受けられるよう関係機関につなぎます。	高齢者支援課 健康保険課 福祉事務所

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
8	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止、早期発見	外国人、障がい者、高齢者のいる家庭が、社会から孤立しないように、市職員、民生委員・児童委員、福祉や国際交流の分野で活動している団体等が日々の業務や活動の中で、暴力の未然防止や早期発見に努めます。	地域支援課 高齢者支援課 福祉事務所
9	防犯活動をしている民間団体等との連携・協力	地域に密着して防犯活動を行っている民間団体等と連携、協力します。	市民生活課

被害者の安全を守る個人情報の保護

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	個人情報を扱う各種機関におけるDVに関する理解	個人情報を扱う関係機関の職員が、被害者の個人情報保護を徹底するために研修会を実施します。	福祉事務所
2	被害者の個人情報を保護するための情報管理のルールづくり	被害者の個人情報を共有する場において、情報管理を徹底するルールを作ります。	福祉事務所
3	DV被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が加害者の追跡から逃れて安全な生活を確保するために、関係機関は、個人情報の保護と守秘義務を徹底します。	福祉事務所
4	学校や教育委員会における個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が加害者の追跡から逃れて安全な生活を確保するために、居住地や転校先等の情報の保護を徹底します。	学校教育課 市民生活課 福祉事務所
5	被害者に係る情報管理の徹底	被害者に係る情報が、加害者等に漏洩することがないように、個人情報の保護を徹底します。	福祉事務所 関係各課

被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	保護命令制度の広報と被害者の利用支援	リーフレットやガイドブックを作成し、保護命令制度の広報に努めるとともに、制度を利用するための手続を支援します。	福祉事務所
2	ストーカー規制法や接近禁止法の仮処分の申立制度等の情報提供	警察をはじめとする支援機関と連携を図り、被害者及び関係者へストーカー規制法や接近禁止法の仮処分の申立ての制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。	福祉事務所
3	各種支援制度の適切な運用	住民基本台帳事務や医療保険の加入脱退手続等、あらゆる支援措置を適切に運用できるように市職員に対し、周知を徹底します。	市民生活課 健康保険課 福祉事務所

支援者の安全確保

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	通報者情報の保護の徹底	通報を受ける関係者に、通報者情報の保護を徹底します。	関係課
2	支援者の個人情報保護の徹底	相談員等も加害者から危害を加えられる可能性があるため、支援者の個人情報の保護を徹底します。	福祉事務所
3	警察との連携・保護	相談員等も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力してその安全確保に努めます。	福祉事務所
4	ストーカー規制法や接近禁止法の仮処分の申立制度の情報提供	配偶者暴力相談支援センターや警察と連携して、被害者及び関係者へ制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。	福祉事務所
5	支援者のケア	支援者自身が自らの健康に気をつけるとともに、組織としてもその職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	総務課 福祉事務所

**基本方針**

**④ 被害者が生活の再建を果たすための支援**

DV被害者は、避難先での安定した生活基盤を早期に整えることが、非常に重要となりますが、被害者は加害者から逃げてきているため、様々な手続等を自ら行うことができないことが想定されます。そのため、迅速に経済的支援や住居を確保するなど、DV被害者の意思を尊重しながら、自立に向けた支援を講じる必要があります。

また、DV被害者が安定した生活を送るためには、避難先での安全確保が重要であり、そのためにはDV被害者に関する情報の徹底した管理が重要です。

**被害者の立場にたった生活再建に向けた支援**

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	生活を支援するための制度の活用	被害者の自立に向けた生活を支援するため、生活保護等の制度を適切に活用できるよう支援します。	福祉事務所
2	就労に向けた支援	自立支援教育訓練給付金事業等の活用や、ハローワークとの連携により就労支援を行います。	経済観光課 福祉事務所
3	自立困難な被害者への支援	鹿児島県女性相談センター及び母子生活自立支援施設と連携し、被害者及びその子どもの安全確保と自立に向けた支援を行います。	福祉事務所

**住居確保のための支援**

NO	主な取組	取組内容	主な担当課
1	公営住宅への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅に優先的に入居できるよう配慮します。	建設課
2	自立困難な被害者への支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者に対して、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。	福祉事務所